

「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案」に寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

※御意見の全体像が分かるように代表的なご意見を抽出し、整理しています。

※件数については、いただいた御意見を分類分けした件数になりますので、実際に提出された意見数とは異なる場合があります。

※基本的に、いただいたご意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等は修正しております。

通し 番号	意見内容	見解
1	●該当箇所 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案（1頁から6頁） ●意見内容 ・上記該当箇所について賛同いたします。 ・本措置が対策として機能しているかについて、一般送配電事者との接続に伴う手続等において、大手電力グループ内事業者と他事業者について公正に取り扱われているか等の監視・検証・結果の公表をお願いしたい。 ・その上で、本措置が対策として不十分である場合は所有権分離も含めた更なるご検討をお願いしたい。	いただいた御意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。 第83回電力・ガス基本政策小委員会において議論がなされた通り、不適切事案を踏まえた送配電部門の中立性・透明性の向上を図るための対応としては、まずは内部統制の抜本強化や、外部監視の仕組みの導入・強化等の措置を講じることとし、不適切事案への対応としては、所有権分離を行うことの必要性、妥当性は認められないという考え方を整理しました。その上で、電気事業を取り巻く環境変化や課題への対応については、今後、検討を深めていく必要がありますが、適切な行為規制を講じること等により、法的分離の下での送配電部門の中立性・透明性の向上に努めることを前提に、少なくとも現時点で制度的に所有権分離を求める必要はなく、送配電部門の中立性・透明性の確保に向けた更なる制度的な対応については、事業者の取組状況を踏まえてその必要性を継続的に検討し、仮に必要性が生じたときは、その背景や理由を踏まえた上で、所有権分離も1つの選択肢としつつ、具体的な対応策を検討していくこととしました。
	●該当箇所 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案（7頁から14頁） ●意見内容 ・閣議の決定に基づき行われる電気料金に関する需要家の負担軽減措置の実施のために必要な対応として、賛同いたします。 ・一方で、このような負担軽減措置等は、電気料金やお客様との契約、また、電力事業者の負担において影響を及ぼさない方法で実施することを検討いただきたい。	「閣議の決定に基づき行われる電気料金に関する需要家の負担軽減措置の実施のために必要な対応」は今回の改正案で措置を行うものではありません。
	●該当箇所 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案（14頁から27頁） ●意見内容 ・報告内容の効率的集約やデータ化、またこれを活用した、より効率的な小売電気事業者の監視を行う観点等から報告内容の改善を行うという目的と、その効率化のための改定等について賛同いたします。 ・更なる効率化の視点で、他の報告制度等も含めて、データ報告の一元化、DX化、制度や省庁間での共同活用等の検討をお願いしたい。	いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。